

重要事項説明書（低圧）

2025年11月

お客さまが、瀬戸内市民電力株式会社（以下、「当社」といいます。）から電気の供給を受けるための契約（以下、「需給契約」といいます。）をお申込みいただくにあたり、電気事業法の規定にもとづいて、ご契約に関する重要事項を説明するものです。なお、供給エリアは中国電力ネットワーク株式会社管内となります。

1. 電気料金について

電気料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電賦課金の合計とします。ただし、電力量料金は、燃料費等調整額を加えたものとします。

● 従量電灯A

最低料金		
最初の15kWhまで	1契約	744.68円
電力量料金		
15kWh～120kWhまで	1kWh	31.75円
120kWh～300kWhまで	1kWh	38.43円
300kWh～	1kWh	40.55円

● 従量電灯B

基本料金（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）		
ご契約容量1kVAにつき		447.97円
電力量料金		
最初の120kWhまで	1kWh	29.06円
120kWh～300kWhまで	1kWh	35.15円
300kWh～	1kWh	37.02円

● 低圧電力

基本料金（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）		
ご契約電力1kWにつき		1,163.92円
電力量料金		
夏季（7月1日～9月30日まで）	1kWh	25.80円
その他季（4月1日～6月30日および10月1日～翌年3月31日まで）	1kWh	24.51円

2. お申込み方法

当社の電気需給約款の供給条件等を承諾のうえ、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

3. ご契約の成立、供給の開始および契約期間について

- 需給契約は、お客さまよりお申込みいただき、当社が承諾したときに成立します。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始以降の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます。）の末日までとします。
- 契約満了に先だって、需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は契約満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。

4. 契約容量・契約電力

- 契約主開閉器の定格電流にもとづき、算定した値とします。なお、契約主開閉器はあらかじめ設定していただきます。ただし、契約容量・契約電力を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、お客さまとの協議によって定めます。

5. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vとなります。また、周波数は、60Hzとなります。

6. 従前の電力契約解除に伴う不利益について

現在の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際どのような不利益を被るかは現小売電気事業者にご確認ください。

- ① 過去電力使用量の照会不可
- ② 契約期間中の解約に伴う違約金の発生（複数年契約などの場合）
- ③ 発行ポイントの失効
- ④ 継続利用割引に適用される継続利用期間の解除

7. 追加情報の提供について

当社の申込書にご記入いただいた事項に加え、後日必要な情報の提供をお願いすることがあった場合、お客さまは当社の求めに応じて、情報提供にご協力いただくことがあります。

8. 工事費等

託送供給等約款に基づいて工事費負担金等、お客さまに電気を供給することに関連して一般送配電事業者から請求を受けた費用は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。

9. 計量・料金算定について

- (1) 使用電力量は、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合を除き、一般送配電事業者が設置した電力計により計量します。
- (2) 料金の算定期間は原則として前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（検針期間）とします。

10. お支払い方法

- (1) 毎月の電気料金については、検針期間の末日が属する月の末日からすみやかにお客さまに請求し、当社が適当と認める方法によりお支払いいただくものとします。
- (2) 工事費負担金については、その都度、当社が指定する方法によりお支払いいただくものとします。
- (3) 料金のお支払いがなされなかつた場合は、支払期日の翌日から支払い日までの期間の日数に応じて遅延利息（年率10パーセント）を申し受けます。

11. お客さまへのお願い

- (1) 需要場所への立入りの許可
電気需給契約の遂行上、需要場所への立入りが必要と認める場合、当社または一般送配電事業者がお客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。
- (2) 保安に対するお客さまの協力
一般送配電事業者の供給設備に故障等の障害が発生、または一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には、当社と一般送配電事業者に通知していただきます。

12. 違約金

お客さまが電気工作物の改変等によって当社の供給する電気を不正に使用し、当社が当該一般送配電事業者から違約金の請求を受けた場合、当社はお客さまから違約金相当額を申し受けます。

13. 需給契約の廃止について

お客さまが電気の使用を終了しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

14. 契約容量・契約電力の変更等に伴う料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合には、当社は追加で料金および工事費を申し受けます。
- (2) (1)に定める料金については、従量電灯Bをご契約のお客さまは臨時電灯（従量電灯Bの基本料金単価および電力量料金単価を1.2倍したもの）を、低圧電力をご契約のお客さまは臨時電力（低圧電力の基本料金単価および電力量料金単価を1.2倍したもの）を適用して料金を算定し申し受けます。
- (3) (1)に定める工事費については、契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款にもとづき工事費等の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

15. 契約の解除について

お客さまが、次のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができます。

- ① 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要家に関する事項を遵守されず、当社または一般送配電事業者により電気の供給を停止されたお客さまがその事実を解消されない場合。
- ② お客さまが解約通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合。
- ③ 需給契約またはその他関連する契約などにもとづく債務の履行を一部でも怠った場合。
- ④ その他、当社が定める電気需給約款に違反したとき。

16. 電気需給約款の変更

- (1) 託送供給等約款等が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、電気需給約款を変更することができます。
- (2) 消費税法および地方消費税法の改正等により、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、お客さまは変更された税率に基づいて電気料金その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものとします。

17. 料金単価の変更

- (1) 当社は、事前に新たな料金単価およびその適用開始日等を書面の交付、電子メールの送信、当社 Web サイト上に掲載する方法または当社が適当と判断した方法によりお客さまに通知することにより、料金単価を変更できるものとします。
- (2) お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の 14 日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本契約を解約することができます。
- (3) 前号に定める期限までに、お客さまから解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用します。

18. その他

本重要事項説明書に記載のない事項については、電気需給約款および電気需給契約書によるものとします。

19. お問合せ先

申込状況の確認、解約、各種サービスの変更手続き、追加情報提供受付等、ご不明な点は以下までお問合せください。

電力供給を行う小売電気事業者

事業者名称 濑戸内市民電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0923）

本社所在地 〒701-4221 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 39 番地 41

メールによるお問い合わせ contact@setouchi-power.com
※回答は、9：00～17：00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）

電話によるお問い合わせ 0869-24-8905
※受付時間は、9：00～17：00（月曜～金曜：但し年末年始、祝日は除きます）
